

頁	修正後	頁	備考																																				
2・3 頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">資料編</p> <p>1. 条例関係 1-1 (略) 1-2 西脇市防災会議構成委員名簿</p> <p>■西脇市防災会議委員名簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>神姫バス(株)社営業所長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市技監</td> <td style="text-align: center;">指 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> <td><u>西脇市市長公室長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>指 名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td>(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td>(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2～1-5 (略)</p>		職名	備考	〃	神姫バス(株)社営業所長	任 命	〃	西脇市技監	指 名	<u>〃</u>	<u>西脇市市長公室長</u>	<u>指 名</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">資料編</p> <p>1. 条例関係 1-1 (略) 1-2 西脇市防災会議構成委員名簿</p> <p>■西脇市防災会議委員名簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>神姫バス(株)西脇営業所長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市技監</td> <td style="text-align: center;">指 名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> <td><u>西脇市庁舎等総合調整担当理事</u></td> <td style="text-align: center;"><u>指 名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> <td><u>西脇市健幸都市推進担当理事</u></td> <td style="text-align: center;"><u>指 名</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2～1-5 (略)</p>		職名	備考	〃	神姫バス(株)西脇営業所長	任 命	〃	西脇市技監	指 名	(新設)			<u>〃</u>	<u>西脇市庁舎等総合調整担当理事</u>	<u>指 名</u>	<u>〃</u>	<u>西脇市健幸都市推進担当理事</u>	<u>指 名</u>	
	職名	備考																																					
〃	神姫バス(株)社営業所長	任 命																																					
〃	西脇市技監	指 名																																					
<u>〃</u>	<u>西脇市市長公室長</u>	<u>指 名</u>																																					
(削除)	(削除)	(削除)																																					
(削除)	(削除)	(削除)																																					
	職名	備考																																					
〃	神姫バス(株)西脇営業所長	任 命																																					
〃	西脇市技監	指 名																																					
(新設)																																							
<u>〃</u>	<u>西脇市庁舎等総合調整担当理事</u>	<u>指 名</u>																																					
<u>〃</u>	<u>西脇市健幸都市推進担当理事</u>	<u>指 名</u>																																					

頁	修正後	頁	備考																														
7 頁	<p>1-6 西脇市水防協議会委員名簿 ■西脇市水防協議会委員名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 308 342 363"></th> <th data-bbox="342 308 927 363">職名</th> <th data-bbox="927 308 1077 363">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 363 342 451">〃</td> <td data-bbox="342 363 927 451">西脇市技監</td> <td data-bbox="927 363 1077 451">任 命</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 451 342 539"><u>〃</u></td> <td data-bbox="342 451 927 539"><u>西脇市市長公室長</u></td> <td data-bbox="927 451 1077 539"><u>任 命</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 539 342 627">(削除)</td> <td data-bbox="342 539 927 627">(削除)</td> <td data-bbox="927 539 1077 627">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 627 342 730">(削除)</td> <td data-bbox="342 627 927 730">(削除)</td> <td data-bbox="927 627 1077 730">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	備考	〃	西脇市技監	任 命	<u>〃</u>	<u>西脇市市長公室長</u>	<u>任 命</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<p>7 頁</p> <p>1-6 西脇市水防協議会委員名簿 ■西脇市水防協議会委員名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 308 1364 363"></th> <th data-bbox="1364 308 1948 363">職名</th> <th data-bbox="1948 308 2098 363">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 363 1364 451">〃</td> <td data-bbox="1364 363 1948 451">西脇市技監</td> <td data-bbox="1948 363 2098 451">任 命</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1218 451 2098 539">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 539 1364 627"><u>〃</u></td> <td data-bbox="1364 539 1948 627"><u>西脇市庁舎等総合調整担当理事</u></td> <td data-bbox="1948 539 2098 627"><u>任 命</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 627 1364 730"><u>〃</u></td> <td data-bbox="1364 627 1948 730"><u>西脇市健幸都市推進担当理事</u></td> <td data-bbox="1948 627 2098 730"><u>任 命</u></td> </tr> </tbody> </table>		職名	備考	〃	西脇市技監	任 命	(新設)			<u>〃</u>	<u>西脇市庁舎等総合調整担当理事</u>	<u>任 命</u>	<u>〃</u>	<u>西脇市健幸都市推進担当理事</u>	<u>任 命</u>	
	職名	備考																															
〃	西脇市技監	任 命																															
<u>〃</u>	<u>西脇市市長公室長</u>	<u>任 命</u>																															
(削除)	(削除)	(削除)																															
(削除)	(削除)	(削除)																															
	職名	備考																															
〃	西脇市技監	任 命																															
(新設)																																	
<u>〃</u>	<u>西脇市庁舎等総合調整担当理事</u>	<u>任 命</u>																															
<u>〃</u>	<u>西脇市健幸都市推進担当理事</u>	<u>任 命</u>																															

頁	修正後					頁	現 行					備考																														
48頁	2-13 西脇市の災害 ■風水害被害関 (昭和 38 (1963) 年～令和 4 (2022) 年) <table border="1" data-bbox="192 308 1086 1268"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>発生年月日</th> <th>異常気象要因</th> <th>被害状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71</td> <td>H30 (2018) . 8.23-24</td> <td>台風第20号</td> <td>一部損壊 3棟 水田冠水40ha 通行止め 8箇所 公的施設被害 15件</td> <td>①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) (略)</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td><u>R 4 (2022) . 9.19-20</u></td> <td><u>台風第14号</u></td> <td><u>一部損壊 1棟</u></td> <td> <u>①雨量 (mm)</u> <u>64 (西脇) 71 (西脇気象庁)</u> <u>74 (船町) 65 (中畑)</u> <u>118 (加美) 98 (中町)</u> <u>84 (八千代) 81 (下野間)</u> <u>②最高水位</u> <u>上戸田 1.35m (20日5:10)</u> <u>西脇 2.44m (20日1:50)</u> <u>下野間 1.62m (20日0:40)</u> <u>中町 1.64m (20日0:40)</u> <u>③災害警戒本部設置</u> <u>(9/19 11:00)</u> <u>④避難所事前開設</u> <u>(9/19 13:00)</u> <u>自主避難18人避難</u> </td> </tr> </tbody> </table>					No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考	71	H30 (2018) . 8.23-24	台風第20号	一部損壊 3棟 水田冠水40ha 通行止め 8箇所 公的施設被害 15件	①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) (略)	72	<u>R 4 (2022) . 9.19-20</u>	<u>台風第14号</u>	<u>一部損壊 1棟</u>	<u>①雨量 (mm)</u> <u>64 (西脇) 71 (西脇気象庁)</u> <u>74 (船町) 65 (中畑)</u> <u>118 (加美) 98 (中町)</u> <u>84 (八千代) 81 (下野間)</u> <u>②最高水位</u> <u>上戸田 1.35m (20日5:10)</u> <u>西脇 2.44m (20日1:50)</u> <u>下野間 1.62m (20日0:40)</u> <u>中町 1.64m (20日0:40)</u> <u>③災害警戒本部設置</u> <u>(9/19 11:00)</u> <u>④避難所事前開設</u> <u>(9/19 13:00)</u> <u>自主避難18人避難</u>	48頁	2-13 西脇市の災害 ■風水害被害関 (昭和 38 (1963) 年～平成 30 (2018) 年) <table border="1" data-bbox="1216 308 2110 1268"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>発生年月日</th> <th>異常気象要因</th> <th>被害状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71</td> <td>H30 (2018) . 8.23-24</td> <td>台風第20号</td> <td>一部損壊 3棟 水田冠水40ha 通行止め 8箇所 公的施設被害 15件</td> <td>①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>					No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考	71	H30 (2018) . 8.23-24	台風第20号	一部損壊 3棟 水田冠水40ha 通行止め 8箇所 公的施設被害 15件	①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) (略)	(新設)					
No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考																																						
71	H30 (2018) . 8.23-24	台風第20号	一部損壊 3棟 水田冠水40ha 通行止め 8箇所 公的施設被害 15件	①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) (略)																																						
72	<u>R 4 (2022) . 9.19-20</u>	<u>台風第14号</u>	<u>一部損壊 1棟</u>	<u>①雨量 (mm)</u> <u>64 (西脇) 71 (西脇気象庁)</u> <u>74 (船町) 65 (中畑)</u> <u>118 (加美) 98 (中町)</u> <u>84 (八千代) 81 (下野間)</u> <u>②最高水位</u> <u>上戸田 1.35m (20日5:10)</u> <u>西脇 2.44m (20日1:50)</u> <u>下野間 1.62m (20日0:40)</u> <u>中町 1.64m (20日0:40)</u> <u>③災害警戒本部設置</u> <u>(9/19 11:00)</u> <u>④避難所事前開設</u> <u>(9/19 13:00)</u> <u>自主避難18人避難</u>																																						
No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考																																						
71	H30 (2018) . 8.23-24	台風第20号	一部損壊 3棟 水田冠水40ha 通行止め 8箇所 公的施設被害 15件	①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) (略)																																						
(新設)																																										

頁	修正後	頁	現 行	備考																																				
50頁	<p>3. 情報収集伝達・広報関係</p> <p>3-1 防災関係機関の連絡先一覧</p> <p>■指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス株式会社 (社営業所)</td> <td>加東市社777- 21</td> <td>0795-42- 0075</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	神姫バス株式会社 (社営業所)	加東市社777- 21	0795-42- 0075		50頁	<p>3. 情報収集伝達・広報関係</p> <p>3-1 防災関係機関の連絡先一覧</p> <p>■指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス株式会社 (西脇営業所)</td> <td>西脇市下戸田 270-58</td> <td>0795-22- 2786</td> <td>0795-22- 7385</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	神姫バス株式会社 (西脇営業所)	西脇市下戸田 270-58	0795-22- 2786	0795-22- 7385																					
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																					
神姫バス株式会社 (社営業所)	加東市社777- 21	0795-42- 0075																																						
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																					
神姫バス株式会社 (西脇営業所)	西脇市下戸田 270-58	0795-22- 2786	0795-22- 7385																																					
64頁	<p>4. 応援・協定関係</p> <p>4-1 災害時相互応援の協定先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応援協定名</th> <th>協定主体</th> <th>協定相手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における物資等の提供に関する協定</td> <td>西脇市</td> <td>株式会社ハローズ</td> </tr> <tr> <td>災害時における法律相談等に関する協定書</td> <td>西脇市</td> <td>兵庫県弁護士会</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書</td> <td>西脇市</td> <td>一般社団法人兵庫県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書</td> <td>西脇市</td> <td>佐川急便株式会社 関西支店</td> </tr> <tr> <td>災害時における資機材の賃貸等に関する協定書</td> <td>西脇市</td> <td>株式会社ユニオンアルファ</td> </tr> </tbody> </table> <p>【協定の内容については、別紙に記載】</p>	応援協定名	協定主体	協定相手	災害時における物資等の提供に関する協定	西脇市	株式会社ハローズ	災害時における法律相談等に関する協定書	西脇市	兵庫県弁護士会	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書	西脇市	一般社団法人兵庫県トラック協会	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	西脇市	佐川急便株式会社 関西支店	災害時における資機材の賃貸等に関する協定書	西脇市	株式会社ユニオンアルファ	64頁	<p>4. 応援・協定関係</p> <p>4-1 災害時相互応援の協定先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応援協定名</th> <th>協定主体</th> <th>協定相手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における物資等の提供に関する協定</td> <td>西脇市</td> <td>株式会社ハローズ</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名	協定主体	協定相手	災害時における物資等の提供に関する協定	西脇市	株式会社ハローズ	(新設)			(新設)			(新設)			(新設)			
応援協定名	協定主体	協定相手																																						
災害時における物資等の提供に関する協定	西脇市	株式会社ハローズ																																						
災害時における法律相談等に関する協定書	西脇市	兵庫県弁護士会																																						
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書	西脇市	一般社団法人兵庫県トラック協会																																						
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	西脇市	佐川急便株式会社 関西支店																																						
災害時における資機材の賃貸等に関する協定書	西脇市	株式会社ユニオンアルファ																																						
応援協定名	協定主体	協定相手																																						
災害時における物資等の提供に関する協定	西脇市	株式会社ハローズ																																						
(新設)																																								
(新設)																																								
(新設)																																								
(新設)																																								

頁	修正後	頁	現 行	備 考
255頁	9. 福祉関係 9-1 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり） 【一覧表については、別紙に記載】	255頁	9. 福祉関係 9-1 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり） 【一覧表については、別紙に記載】	

頁	修正後	頁	現 行	備考																		
261頁	<p>11. 災害救助法関係</p> <p>11-1 災害救助法による救助の基準 (令和元(2019)年10月23日公布)</p> <table border="1" data-bbox="203 344 1066 1394"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>費用の限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者(要配慮者)等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</td> <td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる 2 限度額 1戸当たり ○建設型応急住宅 5,714,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)</td> <td>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者(要配慮者)を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	費用の限度額	備考	避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者(要配慮者)等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	応急仮設住宅の供与	1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる 2 限度額 1戸当たり ○建設型応急住宅 5,714,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者(要配慮者)を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内	261頁	<p>11. 災害救助法関係</p> <p>11-1 災害救助法による救助の基準 (令和元(2019)年10月23日公布)</p> <table border="1" data-bbox="1225 344 2087 1394"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>費用の限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</td> <td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる 2 限度額 1戸当たり ○建設型応急住宅 5,714,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)</td> <td>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	費用の限度額	備考	避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	応急仮設住宅の供与	1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる 2 限度額 1戸当たり ○建設型応急住宅 5,714,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内	
救助の種類	費用の限度額	備考																				
避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者(要配慮者)等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																				
応急仮設住宅の供与	1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる 2 限度額 1戸当たり ○建設型応急住宅 5,714,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者(要配慮者)を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内																				
救助の種類	費用の限度額	備考																				
避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																				
応急仮設住宅の供与	1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる 2 限度額 1戸当たり ○建設型応急住宅 5,714,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内																				